

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	竜田駅東側地域開発事業	堂ノ前地区 (13工区)	楢葉町

図面記号													
C													
当事者の別		氏名		捺印		住所							
1 当事者の住所等		譲受人		楢葉町長 松本 幸英		印		福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5番地の6					
2 土地の所在等		土地の所在		地番		地目		面積 (㎡)		所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
						登記簿	現況			権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				別紙のとおり									
計												4,448㎡(田4,448㎡畑0㎡)	
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容		権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他			
		所有権		移転		復興整備計画公表後		永年					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要		整備中は土砂流出防止柵等を設けるとともに、整備後は周囲においてU字溝、雨水排水処理を1～2カ所に集約して土砂流出を防止する。施設への給水は公共水道であり、排水は公共下水道へ接続し、処理する。建設する建物は低層であり、日照上の影響がない配置をとるよう計画する。											

